

令和8年度 第4回教育本部理事会

令和7年（2025年）12月8日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>539 ナショナルスノーボードデモンストレーター選出基準及び要領</p> <p>1. この基準は、教育本部規程第3条第4項に基づき、ナショナルスノーボードのデモンストレーターの選考に関し必要な事項を定める。</p> <p>2. 役員及び選考委員は、教育本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。</p> <p>3. ナショナルスノーボードデモンストレーターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスノーボード界に貢献でき得る者とする。</p> <p>4. 選考については、公認スノーボード指導員資格を有し、加盟団体長の推薦を得た者の中で、当該年度の全日本スノーボード技術選手権大会及びスノーボードデモンストレーター選考会の成績により、男女合わせて4名以内とする。</p> <p>5. 任期は、次期選考会までの2年間とする。</p> <p>6. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成15年11月7日 制定 平成23年9月20日 改正 平成26年4月15日 改正 平成29年7月15日 改正 令和元年9月27日 改正 令和2年11月6日 改正</p>	<p>539 ナショナルスノーボードデモンストレーター選出基準及び要領</p> <p>1. この基準は、教育本部規程第3条第4項に基づき、ナショナルスノーボードのデモンストレーターの選考に関し必要な事項を定める。</p> <p>2. 役員及び選考委員は、教育本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。</p> <p>3. ナショナルスノーボードデモンストレーターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスノーボード界に貢献でき得る者とする。</p> <p>4. 選考については、公認スノーボード指導員資格<u>及び公認スノーボードA級検定員資格又は公認スノーボードB級検定員資格</u>を有し、加盟団体長の推薦を得た者の中で、当該年度の全日本スノーボード技術選手権大会及びスノーボードデモンストレーター選考会の成績により、男女合わせて4名以内とする。</p> <p><u>5. 公認スノーボードB級検定員で、ナショナルスノーボードデモンストレーターに認定されたものは、任期中に必ず公認スノーボードA級検定員を取得することとする。任期中に公認スキースノーボードA級検定員が取得できなかった場合は、原則、次期選考会に参加することはできない。</u></p> <p>6. 任期は、次期選考会までの2年間とする。</p> <p>7. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成15年11月7日 制定 平成23年9月20日 改正 平成26年4月15日 改正 平成29年7月15日 改正 令和元年9月27日 改正 令和2年11月6日 改正 <u>令和7年12月8日 改正</u></p>	<p>推薦要件の資格を追加</p> <p>スキーの文言と統一</p>